

2006年5月17日

各 位

ソ ニ ー 株 式 会 社
代表執行役 中 鉢 良 治
(コード番号 6758 東証第1部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2006年6月22日開催予定の第89回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、旧商法にもとづき作成された定款規定について、次のとおり変更を行うものです。
 - ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)にもとづき、会社法施行日(2006年5月1日)をもって、株主総会の決議を得ることなく定款に定めがあるとみなされた事項につき、あらためて定款に反映させるものです。
 - ② 定款に規定することにより可能となった以下の事項につき、新しく規定を設けるものです。
 - (7) 株主総会の招集に際し、株主に送付する書類に記載・表示すべき事項にかかる情報の一部を、インターネットを利用する方法で提供することを認める旨
 - (4) 取締役会における書面決議を認める旨
 - ③ 「会社法」に合わせ、用語および表現の変更、ならびに引用する条文の変更を行うものです。
- (2) 2005年12月1日をもって、ソニーコミュニケーションネットワーク(株)を対象とした子会社連動株式を終了させ、当社普通株式に一斉転換したことに伴い、子会社連動株式に関する規定を削除するものです。
- (3) 本社事務所を移転することに伴い、本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものです。
- (4) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、表現を一部改めるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

以 上

(お問い合わせ先)

ソニー株式会社 IR部

電話 (03) 5448-2180

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	(現行どおり)
第1条 (商号) 当社は、ソニー株式会社と称し、英文ではSONY CORPORATIONと記載する。	(現行どおり)
第1条の2 (委員会等設置会社に関する特例) 当社は、 <u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 (以下商法特例法という。)</u> 第2章第4節 (委員会等設置会社に関する特例) の適用を受けるものとする。	第2条 (委員会設置会社) 当社は、 <u>委員会設置会社として、取締役会、委員会および会計監査人を置く。</u>
第2条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都品川区に置く。	第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。
第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子・電気機械器具の製造、販売 (第2号以下条文記載省略)	第4条 (目的) (現行どおり)
第4条 (公告方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により <u>電子公告による</u> ことができないときは、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする</u> 。ただし、事故その他やむを得ない事由により <u>よって電子公告をする</u> ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	(現行どおり)
第5条 (株式の種類、株式数および自己株式の取得) 当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式 (以下子会社連動株式という。) を発行することができる。 ② 当社の発行する株式の総数は36億株とし、このうち35億株は普通株式、1億株は子会社連動株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合、または子会社連動株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。 ③ 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第6条 (発行可能株式総数) (削 除) 当社の <u>発行可能株式総数は、36億株とする</u> 。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (1単元の株式数)</p> <p>当社の<u>1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき100株とする。</u></p>	<p>第7条 (単元株式数)</p> <p>当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第8条 (株券の発行)</p> <p><u>当社は、株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式にかかる株券を発行しない。</u></p>
<p>第7条 (単元未満株式)</p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という。) にかかる株券を発行しない。</u></p> <p>② 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</u></p>	<p>第9条 (単元未満株式の売渡請求)</p> <p>(削 除)</p> <p>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</u></p>
<p>第8条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>② 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載 (記録を含む。以下同じ。)、株券の喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</u></p> <p>② 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載 (記録を含む。以下同じ。)、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>第9条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券の喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の<u>株式および新株予約権に関する取扱いは、この定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第10条（基準日）</u></p> <p>当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において、その議決権を行使することのできる株主とみなす。</u></p> <p>② <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定に基いてあらかじめ公告のうえ、一定の日最終の株主名簿記載の株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とみなすことがある。</u></p>	(削 除)
<p><u>第2章の2 子会社連動株式</u></p>	(削 除)
<p><u>第10条の2</u> () (条文記載省略) <u>第10条の13</u></p>	(削 除)
<p><u>第3章 株主総会</u></p>	(現行どおり)
<p><u>第11条（招集）</u></p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎年4月1日から3ヵ月以内、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議に基いて東京都各区区内または神奈川県横浜市において招集する。</u></p>	<p><u>第12条（招集）</u></p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヵ月以内、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議により招集する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第13条（定時株主総会の基準日）</u></p> <p>当社は、<u>毎事業年度最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、議決権を行使することができる株主とする。</u></p>
<p><u>第12条（招集権者および議長）</u></p> <p>株主総会は、あらかじめ取締役会が定める執行役が招集し、議長となる。当該執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の執行役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p><u>第14条（招集権者および議長）</u></p> <p>株主総会は、あらかじめ取締役会が定める執行役兼務の取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の執行役兼務の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>
(新 設)	<p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でこれを決する。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを決する。</p>	<p>第16条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>株主または法定代理人が自ら出席できないときは、その議決権の行使を他の議決権を有する出席株主に委任することができる。ただし、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>株主または法定代理人が自ら出席できないときは、その議決権の行使を他の議決権を有する出席株主1名に委任することができる。ただし、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第15条（延会および会場の変更）</p> <p>議長は、総会の決議により、会期を延期しまたは会場を変更することができる。</p>	<p>第18条（延会および会場の変更）</p> <p>議長は、株主総会の決議により、会期を延期しまたは会場を変更することができる。</p>
<p>第16条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p>	<p>第19条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名押印または電子署名を行うものとする。</p>
<p>第16条の2（種類株主総会）</p> <p>当社の種類株主総会は、必要に応じて、取締役会の決議に基づいて東京都各区内において招集する。</p> <p>② 第12条、第14条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会について準用する。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第4章 取締役、取締役会および委員会</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第17条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>第20条（取締役の選任）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第19条（取締役の責任免除および社外取締役との間の責任限定契約）</p> <p>当社は、<u>商法特例法第21条の17第1項</u>に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、<u>商法特例法第21条の17第1項</u>に関する責任について、3,000万円または<u>商法特例法第21条の17第5項</u>において準用される<u>商法第266条第19項各号の金額の合計額</u>のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第22条（取締役の責任免除および社外取締役との間の責任限定契約）</p> <p>当社は、<u>会社法第423条第1項</u>の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項</u>の責任について、3,000万円または<u>会社法第425条第1項各号の金額の合計額</u>のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第20条（取締役会）</p> <p>取締役会は、取締役をもって組織する。</p> <p>② 取締役会は、法令または定款に定めのある事項のほか、<u>重要な事項</u>につき決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p>	<p>第23条（取締役会）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第21条（取締役会の開催時期）</p> <p>取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とに分け、定時取締役会は3ヵ月に1回以上これを開催し、臨時取締役会は必要があるごとにこれを開催する。</p>	<p>第24条（取締役会の開催時期）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日、場所およびその議題を掲げて、会日の少なくとも5日前に各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第23条（取締役会の決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>でこれを決する。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数をもって行う</u>。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について取締役全員の同意があるときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p>	<p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行うものとする。</p>
<p>第25条（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）</p> <p>指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>	<p>第28条（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第26条（各委員会の組織）</p> <p>各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役であって執行役でない者とする。ただし、監査委員会を組織する取締役は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任しない者とする。</p> <p>② 各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。</p>	<p>第29条（各委員会の組織）</p> <p>各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。ただし、監査委員会を組織する取締役は、<u>当会社またはその子会社の執行役、業務執行取締役、会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼任しない者とする。</u></p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第5章 執行役</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第27条（執行役の選任）</p> <p>執行役は、取締役会<u>の決議をもって</u>選任する。</p>	<p>第30条（執行役の選任）</p> <p>執行役は、<u>取締役会において</u>選任する。</p>
<p>第28条（執行役の任期）</p> <p>執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠または増員のため選任された執行役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第31条（執行役の任期）</p> <p>執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第29条（代表執行役）</p> <p><u>当会社を代表すべき執行役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p>	<p>第32条（代表執行役）</p> <p>代表執行役は、<u>取締役会の決議により選定する。</u></p>
<p>第30条（執行役の責任免除）</p> <p>当会社は、<u>商法特例法第21条の17第1項に関する執行役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第33条（執行役の責任免除）</p> <p>当会社は、<u>会社法第423条第1項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	(現行どおり)
<p>第31条 (営業年度および決算期)</p> <p>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日をもって決算期とする。</p>	<p>第34条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>第32条 (利益配当金)</p> <p>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿記載の株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第35条 (剰余金の配当等)</p> <p>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>② 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下配当金という。)をすることができる。</p>
<p>第33条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日(以下中間配当支払基準日という。)最終の株主名簿記載の普通株主または普通登録質権者に対し、商法第293条の5の規定に従い、金銭の分配(この定款において中間配当という。)をすることができる。なお、中間配当支払基準日に関して次項に規定する子会社取締役会の決議がなされなかったため、同項の規定により分配すべき金銭が存在しないこととなる場合であっても、中間配当をすることができる。</p> <p>② (条文記載省略)</p>	(削 除)
<p>第34条 (除斥期間)</p> <p>利益配当金および前条の規定による分配金が、支払開始の日から満5ヵ年を経たなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。利益配当金および前条の規定による分配金には利息をつけない。</p>	<p>第36条 (配当金の除斥期間)</p> <p>配当金が、支払開始の日から満5ヵ年を経たなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。未払の配当金には利息をつけない。</p>
<p>第35条 (転換社債の転換と利益配当金)</p> <p>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換の請求がなされたときの属する営業年度の始めに転換があったものとみなす。</p> <p>② 前項の規定の適用については、第33条の規定に基く分配金はこれを利益配当金とみなし、4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までの各期間はこれを営業年度とみなす。</p>	<p>第37条 (転換社債の転換と配当金)</p> <p>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の配当金の計算については、転換の請求がなされたときの属する事業年度の始めに転換があったものとみなす。</p> <p>② 前項の規定の適用については、4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までの各期間はこれを事業年度とみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条の2 (子会社連動株式の一斉転換と利益配当金) (条文記載省略)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7章 雑 則</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第36条 (社債の名義書換代理人) 当社は、社債につき名義書換代理人を置くことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第37条 (委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除) 当社は、第86回定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、第86回定時株主総会終結前の監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p>	<p>第38条 (取締役、監査役および執行役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第86回定時株主総会終結前の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下整備法という。)による改正前の商法(以下旧商法という。)第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、第86回定時株主総会終結前の旧商法にもとづく監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 ③ 当社は、整備法施行日前の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の17第1項の行為に関する取締役および執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則) 本店の所在地の変更は、2007年3月31日までに開催される取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する本店移転日より効力を発する。 なお、本附則は前記効力が発生する日をもって削除される。</p>